

令和6年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時	令和6年5月23日（木） 午後1時30分～午後3時
場 所	小牧市役所 本庁舎4階 404会議室
出席者	<p>【委員】（敬称略）</p> <p>長岩 嘉文 日本福祉大学中央福祉専門学校 前川 泰宏 一般社団法人 小牧市医師会 梶原 勇 小牧市歯科医師会 福澤 広 小牧市薬剤師会 河内 宏一 小牧市リハビリテーション連絡会 里見 正弘 小牧市介護支援専門員連絡協議会 田中 秀治 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 野口 弘美 保健センター 小林 静生 小牧市民生・児童委員連絡協議会 榊間 裕子 介護サービス相談員連絡会</p> <p>【事務局】</p> <p>伊藤 俊幸 福祉部 部長 山本 格史 福祉部 次長 平野 淳也 福祉部 地域包括ケア推進課 課長 水野 清志 福祉部 介護保険課 課長 丹羽 隆人 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 係長 吉本 隆正 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係 三嶋 直美 南部地域包括支援センターケアタウン小牧 管理者 青木 翔太 小牧地域包括支援センターふれあい 管理者 金田 泰丈 味岡地域包括支援センター岩崎あいの郷 管理者 高田 かおる 篠岡地域包括支援センター小牧苑 管理者 岡田 江里子 北里地域包括支援センターゆうあい 管理者</p>
傍 聴 者	0名
事前配付資料	<p>次第</p> <p>資料1 令和6年度小牧市地域包括支援センター運営方針 資料2-1 令和6年度小牧市地域包括支援センター事業計画 一覧 資料2-2～6 令和6年度小牧市地域包括支援センター事業計画 資料3 介護予防プラン作成委託業者の承認案件に係る審議結果について 参考資料 圏域状況および地域包括支援センター実績報告</p>
当日配付資料	配席表

1. 開会

事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本協議会の進行役を務めさせていただきます、地域包括ケア推進課福祉政策係長の丹羽と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより令和6年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。小牧市地域包括支援センター運営協議会条例第6条第2項の規定に基づき、本協議会は、委員の半数以上の出席が必要となります。本日は、委員10名全員ご出席いただいておりますので、この会議が成立していることを御報告させていただきます。また、この会議は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定に基づきまして、公開とさせていただきます。

なお、本日の協議会については、傍聴希望がありませんでしたことをご報告いたします。それでは始めに、伊藤福祉部長よりご挨拶をさせていただきます。

(1) あいさつ

伊藤福祉部長)

本日は、お忙しい中、令和6年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきありがとうございます。本市では昨年度、地域福祉、高齢者福祉などにおける施策の方向性を示した小牧市地域包括ケア推進計画を策定しました。

同計画は、「みんなが主役 支え合いの輪でつながるまちこまき」を基本理念としております。主体的に関わっていくことを「みんなが主役」という言葉で、市民・事業者・関係機関・行政などそれぞれが出来ることを繋げていくことを「支え合いの輪でつながる」という言葉で表現いたしました。

小牧市地域包括支援センター運営方針においても、この理念に基づき、地域住民にとってより身近で安心して相談が出来る機関として、地域住民の福祉の推進を進めていくこととしております。

なお、今回の議題としましては「地域包括支援センターの事業計画について」を、また、報告事項を1件予定しています。委員皆様には、それぞれのお立場、ご経験に基づいた、ご意見・ご発言をお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

事務局)

それでは、本協議会の会長であります長岩会長からご挨拶いただきます。長岩会長よろしくお願い申し上げます。

長岩会長)

本協議会の会長を務めさせていただきます長岩です。改めてよろしくお願い申し上げます。ご承知かと思いますが、今年度から地域包括支援センターに関連して2つほど大きな改正がありました。

1つは全国的に「地域包括支援センターの職員が足りない」、「ある職種は足りているけど他の職種は足りない」などの実態があるので、『複数の圏域で職員が足りていれば良い』という人員に関する緩和がありました。ただし、地域包括支援センターの委託先法人がそれぞれ異なるため、現実的には難しいのではないかと感じています。

もう1つは、介護予防プランについて、従来は地域包括支援センターが担当するか、「地域包括支援センターからの委託」という形で居宅介護支援事業所が実施していました。今回の改正

では、居宅介護支援事業所が委託ではなく、直接プランを作成できるようになりましたが、名古屋市でもあまり指定申請がないそうです。先週、近隣市で会議を行った際に聞いてみましたが、11の居宅介護支援事業所のうち指定申請は0だったそうです。

国は現場の窮状に併せて柔軟な対応を検討していただいているのかもしれませんが、なかなか実態とは乖離がある。そのような状況かなと思っています。

事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の議事進行につきましては、長岩会長にお願いいたします。

2. 議事

(1) 令和6年度 地域包括支援センター事業計画について

I 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務

II 介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築

長岩会長)

資料2-2から資料2-6までは各センターの事業計画書ですが、本運営協議会の説明は資料2-1を用いて進めていただきたいと思います。また、事業計画書の項目数が多いため、2項目ずつに分けての説明と質疑応答をお願いします。まずは「I 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務」と「II 介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築」の2項目について説明をお願いします。

事務局)

令和6年度の地域包括支援センターの事業計画につきまして、地域包括ケア推進課長の平野より説明させていただきます。

資料2-1の3頁をご覧ください。中段になりますが、「3. 事業別の具体的な取組み事項」の「I 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務総合相談支援業務」についてであります。この方針であります。資料1の2頁をご覧ください。「2. 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針」として、常日頃から地域住民や関係機関から情報収集を行うとともに、地域における課題を把握し、その課題に対する包括支援センターの役割を明確にしながら地域の課題の課題解決に努めることとしております。

また、地域共生社会の実現のため、属性や世代を問わず相談を受け止める支援を心がけるよう取組み、また、働き世代が仕事を続けながら介護を継続できるよう、家族介護支援などに取り組むこととしています。

各地域包括支援センターの具体的な取組みですが、資料2-1の3頁にお戻りいただきまして、「①総合相談業務」につきましては、各地域包括支援センターともに相談内容に適切に対応できるよう定期的に包括内でのミーティングやケース検討などを定期的に行ってまいります。地域のサロンのほか、銀行やショッピングセンターといった地元企業と協力した出張相談についても継続し、昨年6月に新たに味岡地区に開所した第3老人福祉センターでも出張相談を実施しております。

また、昨年度も広報や区の回覧の回数が減少することなどを報告させていただきましたが、この冬から区の回覧については原則不可となりました。これに伴い、地域包括支援センターで定期的に発行しているお知らせ等は地域包括支援センターと地域との繋がりを活用した周知方法を検討していただいております。

4頁をご覧ください。「②実態把握」につきましては、フレイルチェックを活用し、戸別訪問

の実施や地域のサロンなど集いの場へ出向き、アウトリーチを行いながら個別の相談に応じるとともに、地域支え合い推進員や民生委員と連携をとりながら、地域における課題の把握に努めてまいります。

「③家族介護者への相談体制の充実・情報提供」につきましては、取り組みの一つとして、平日以外での相談対応や時間外での対応など、各地域包括支援センターで柔軟に取り組むとともに、家族介護者交流会など介護についての日頃の悩みや不安を話すことができるような場の提供や支援を行ってまいります。

次に、「Ⅱ介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築」についてであります。

資料1の3頁をごらんください。「3.介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針」として、多種多様な課題に対応するため、医療機関や、民生委員等関係者と地域ケア会議や関係機関が開催するあらゆる会議等を通じ、これらの関係機関との連携を強化し、地域住民を支援するためのネットワーク構築に努めることとしております。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の5頁、6頁をご覧ください。「①地域支え合い推進員や民生委員・児童委員等地域住民を支援するためのネットワークの構築」については、様々な課題に対する勉強会や民生・児童委員連絡協議会への参加を通して、民生委員等とのネットワーク構築に努めているほか、地域支え合い推進員との話し合いの場を設けるなど、地域支え合い推進員と協働しながら地域への取り組みに対して連携を図ってまいります。

「②複数の課題を抱えている世帯に対する関係機関との連携協力についての支援」については、複数の課題を解決するため、地域ケア会議を活用して、関係機関と連携を図れるよう取り組みます。その一環として小牧市地域包括支援センター連絡会議ケアマネジメント支援推進部会が小牧市ケアマネジメント支援会議などを開催し、利用者支援に繋げてまいります。

以上で、資料2-1のⅠ、Ⅱの説明を終わります。

長岩会長)

ご説明にあった「区の回覧が原則不可」になったということは、地域包括支援センターのチラシなどを住民に案内出来なくなったということですか。

事務局)

そのとおりです。

長岩会長)

分かりました。それでは委員の皆様にもご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。河内委員、何かありますか。

河内委員)

「Ⅱ介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築」に関してですが、自分が病院で医療職として働いているため、やはり、医療と介護の連携が弱いと感じています。今回の事業報告書を拝見してもやはり「連携」に関する部分が少ないと感じます。介護においては、医師もそうですし、リハビリ専門職もそうですし、栄養士など様々な専門職が必要だと思います。なので、どうやってネットワーク構築を進めるのか、介護支援専門員だけの繋がりだけではなく、医療職との繋がりをどのように構築していくのかと思っています。

長岩会長)

この辺りについて、代表して青木さん、いかがですか。

事務局：小牧包括支援センター)

小牧市民病院などでは、「治療方針を聞きたい」、「リハビリのことを聞きたい」と言った際には、患者支援センターの相談員さんが窓口になっていただくことが多いです。開業医であれば、患者さんやそのご家族を通してやりとりをさせていただいています。また、小牧市在宅医療・介護連携サポートセンターが実施している研修などに事例提供したり、参加するなどして連携を図っており、今後も継続していきたいと考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はございませんか。

里見委員)

家族介護者への支援体制に関連して、虐待をしてしまった方に対するフォローだとか、虐待を防ぐための取り組みなどがありましたら教えてください。

長岩会長)

地域包括支援センターを代表して高田さん、いかがですか。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

家族の負担を減らす、介護の負担を減らすという意味では、デイサービスなどの介護サービスを入れたり、地域包括支援センターとして定期的に話を聞いて負担感を減らすなどの取り組みをしています。

長岩会長)

ありがとうございます。

Ⅲ介護予防に係るケアマネジメント

Ⅳ介護支援専門員に対する支援・指導

長岩会長)

次に「Ⅲ介護予防に係るケアマネジメント」と「Ⅳ介護支援専門員に対する支援・指導」の2項目について説明をお願いします。

事務局)

「Ⅲ介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」についてであります。資料1の4頁をご覧ください。「4.介護予防に係るケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」の実施方針として、介護予防・日常生活支援総合事業の主旨及び考え方に沿って、介護保険サービスだけでなく、その他の公的サービスやインフォーマルサービス等の社会資源を活用しながら、自立支援を目標としたケアマネジメントを行うこととしております。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の7頁をご覧ください。「①公的サービスやインフォーマルサービスを活用した自立支援を目標とするケアマネジメントの実施」については、地域の介護保険外サービスの情報収集を行い、利用者への情報提供やケアプランに位置づけ、自立支援を促すプラン作成を行うとしております。

「②ケアマネジメントを委託する場合などにおけるセンターの適時適切な関与」については、ケアマネジメントを委託しているケアマネジャーの担当者会議等への出席や、同行訪問、地域の社会資源を活用できるような提案や個別の地域ケア会議の活用についての提案を行うなどで、ケアマネジメントの支援を行います。

次に、「Ⅳ介護支援専門員に対する支援・指導(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)」についてであります。

資料1の4頁～5頁をごらんください。「5.介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針」

として、地域の主任ケアマネジャーと連携し、ケアマネジャーに対する個別指導や事例検討会等を通じて地域のケアマネジャーが抱える困難事例への指導・助言を行い、また、適切なケアマネジメントができるよう研修会などを通じケアマネジャーのスキルアップに努めることとしております。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の8頁をご覧ください。「①日常的個別指導・相談」については、地域のインフォーマルなサービスの情報を提供しながら、必要に応じて関係機関と協力・連携を図り適切に対応して行きます。

「②支援困難事例への指導・助言」については、介護支援専門員から相談のある困難事例や支援が必要な相談内容などについて、小牧市地域包括支援センター連絡会議ケアマネジメント支援推進部会で調査・課題分析を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。また、個別の地域ケア会議や居宅介護支援事業所との事例検討会などを通して、個別の課題解決に向けた支援を行います。

9頁をご覧ください。「③介護支援専門員の資質向上を図るための支援及び課題の把握」につきましては、介護支援専門員との事例検討会への参加やケアマネジメント支援推進部会が開催する小牧市ケアマネジメント支援会議を通じ、地域包括支援センターとしての助言を行いながら、地域の介護支援専門員の資質向上を図ることとしております。

以上で、資料2-1のⅢ、Ⅳの説明を終わります。

長岩会長)

井戸端会議とはどのようなものですか。どなたかご存じの方いらっしゃいますか。

里見委員)

小牧市内の介護支援専門員が参加する会議で、1グループ10人程度、5～6グループほどあり、それぞれのグループで事例を持ち寄り、年3～4回くらい事例検討を実施しています。

長岩会長)

ありがとうございます。

そのほか、8～9ページで気になる点として、インフォーマルサービスの情報提供を地域包括支援センターで実施しているとのことですが、こまきつながるくん連絡帳というツールを活用しながら実施しているのだと思うのですが、この辺りについて田中さんいかがですか。

田中委員)

まさに今、私が質問しようと考えていた部分です。今、先生が仰ったようにインフォーマルサービスの情報提供を各地域包括支援センターで取り組んでいただいていると思うのですが、実際に介護支援専門員が求めるインフォーマルサービスや地域包括支援センターとして不足していると思われるようなインフォーマルサービスについて教えてください。

長岩会長)

『情報提供出来るようなサービスがない』そのような課題などがあるかどうかについてですね。代表して金田さんお願いします。

事務局：味岡地域包括支援センター)

病院やサロンに行くまでの移動支援だけではなく、『同じ地区に付き添ってくれる人がいる』といったような車両の運搬に限定しない、広い意味での移動支援が必要だと思います。

長岩会長)

ありがとうございます。小林さんいかがですか。

小林委員)

今のお話で移動支援という言葉が出てきたのですが、これから高齢者が増えていく中で『移動手段を確保できないとどこにも行けない。サロンにも認知症カフェにも通えなくなってしま

う』という問題を行政としても重大なテーマと捉えて欲しい。移動支援の重要性、大切さということを共通な形で認識していただきたいと思います。

長岩会長)

小林委員が仰られた課題は小牧市に限らず、多くの自治体が頭を悩ませている課題です。安城市の例としては、市バスとは別に、地域福祉計画の中で「住民主体型の移動サービスを立ち上げてもらい、行政や社会福祉協議会はそのサービスに対して支援を行う」ことを目指している例があります。ただ、現実にはなかなか難しい課題であると思います。

V 地域ケア会議

VI 権利擁護事業

長岩会長)

次に「V 地域ケア会議」と「VI 権利擁護事業」の2項目について説明をお願いします。

事務局)

資料1の5頁の中段をご覧ください。「6. 地域ケア会議の運営方針」として、個別ケースの内容を検討することで、個別の課題解決を行うだけでなく、これらを通じ、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力の向上、地域課題の把握を行い新たな社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向けた政策形成に繋げていきます。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の10頁をご覧ください。「① 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を踏まえた定期的な個別地域ケア会議の開催計画の策定と実施」についてであります。介護支援専門員からの個別相談のケースや包括内で地域や関係機関との連携を図るケースについての個別地域ケア会議を開催することとしております。また、個別地域ケア会議ではありませんが、自立支援型の多職種カンファレンスを市と協働で年3回の予定で実施し、ケアマネジメントの実践力向上を目指しながら、地域における課題を抽出することとしています。

11頁をご覧ください。「②共有された地域課題の解決に向け、地域支え合い推進員との連携・協働による資源開発等の取り組みおよび提言」については、各地域包括支援センターにおいて、個別地域ケア会議で見出した地域の課題を抽出し、地域支え合い推進員とその課題を共有し、圏域レベルの地域ケア会議を開催し、地域の課題解決に向けた検討を行うとしております。また、小学校区に設置されている地域協議会へ参画することで、地域における課題や情報を共有し、地域や関係機関と協働して課題の解決に取り組むこととしております。

次に、「VI 権利擁護事業」についてであります。資料1の5頁をごらんください。「7. 権利擁護事業の実施方針」として、高齢者や地域住民が地域において尊厳のある生活を維持することができるよう、権利擁護のための支援に努めることとしております。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の11頁をご覧ください。「① 尾張北部権利擁護支援センターや弁護士等の連携による成年後見制度の活用促進」についてであります。成年後見制度が必要な方に対し、市や尾張北部権利擁護支援センターと連携し、必要な支援を行うこととしております。

「②高齢者虐待や重層的な課題がある困難事例への対応」については、虐待の疑いのあるケースについては、市と連携し、コアメンバー会議を開催し、速やかに初期対応し、関係機関と連携し必要な措置や支援を行うこととします。また、重層的な課題のある困難事例への対応は、市や関係機関と連携し、対応を進めます。

「③消費者センターを始めとした関係機関との連携による消費者被害への対応」については、消費生活センターと情報交換の機会を確保し、最新の消費者被害の傾向を把握し、被害防止の

啓発を行います。また、昨年10月に小牧市地域包括支援センター連絡会議を市町村消費者安全確保地域協議会として愛知県に届け出ました。これに伴い、連絡会議のメンバーは個人情報保護法の例外規定が適用されることとなり、消費生活センターへの相談に対して必ずしも本人同意を必要としなくなりました。このことから、連絡会議の権利擁護推進部会では、これまで以上に消費生活センターとの意見交換や消費者被害に関する意識の向上を図るとともに関係機関との連携に努めてまいります。

13頁をご覧ください。「④虐待防止や消費者被害防止に関する普及啓発」については、虐待防止や消費者被害防止に向け、サロンや出前講座、地区の回覧などを活用して啓発をしてまいります。

以上で資料2-1のV、VIの説明を終わります。

長岩会長)

地域ケア会議はいくつかのスタイルやパターンがありますが、10頁の記載を拝見すると『地域支え合い推進員に参加してもらおう』とか、『小学校区の地域協議会を活用する』などの記述が複数の地域包括支援センターにあります。この部分は特徴的だなと感じました。

それでは、地域ケア会議と権利擁護の部分について野口さん、いかがですか。

野口委員)

先ほどの「IV介護支援専門員に対する支援・指導」にも関連しますが、やはり移動支援などの課題については『その方特有の課題ではなくて、地域の人みんなに関係してくるよね』と言った共通の認識のもと、地域ケア会議に諮れるとよいのではないかと思います。実際の地域ケア会議はどのような事例が取り上げられているのか教えてください。

長岩会長)

この辺りについて、三嶋さん、いかがですか。

事務局：南部地域包括支援センター)

南部圏域ですと地域ケア会議と言えば権利擁護の事例が多く、市町村申し立てによって成年後見人制度を利用するための会議が多いです。また、「認知症でおひとり暮らしのケース」や「認知症の方と障がいをお持ちの息子さんなどがいるケース」などを地域ケア会議などで協議しています。

長岩会長)

『居宅介護支援事業所の介護支援専門員が苦勞されているケースを意図的に取り上げていただき、地域包括支援センターの職員や参加者と共に方向性を見出す』といったスタイルという理解でよろしいですか。

事務局：南部地域包括支援センター)

はい。

長岩会長)

ただ、地域包括支援センターですので自立支援型の地域ケア会議においては介護予防のプランに焦点が当たるものと思います。野口さん、よろしいでしょうか。

野口委員)

はい。

長岩会長)

他はどうでしょう。梶野さん、いかがですか。

梶野委員)

少し外れてしまうかも知れませんが質問です。移動支援に必要な費用は表示できるのでしょうか。と、申しますのも、移動支援を実施されている方が「待合室にチラシを置きたい」と持

って来られたのですが、そのチラシを見た患者さんから「いくらかかるんだろう？」という質問が多くあったのです。

移動支援を実施されている方に尋ねると「タクシー運賃の半額か3分の1くらいの金額です」と言われたのですが、このような移動支援について金額の提示が出来るものなのか、患者さんによっては「このような支援はちょっと怪しいな」と感じられる方もいるので、信頼が持てるような、お墨付きのようなものがホームページなどで示せば良いと思うのですが、いかがでしょうか。

長岩会長)

それはボランティアではなく、事業でやっているような雰囲気でしたか。

梶野委員)

乗合みたいな感じで病院や買い物への送迎を行っているみたいです。

長岩会長)

その辺りの情報をどなたか把握されていますか。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

おそらく梶野先生の診療所に行かれたのはラポールさん（特定非営利活動法人生活支援サービス・ラポール）だと思います。また、会員にならないと利用が出来ない仕組みとなっており、会員になられた方に対しては、きちんと「何キロ何円」と説明をしているそうです。

長岩会長)

営業車みたいな感じですか、それとも自家用車ですか。

事務局：篠岡地域包括支援センター)

自家用車にステッカーを張って、白タクと間違えられないようにしています。

長岩会長)

小林さん、なにかご存じですか。

小林委員)

私は篠岡圏域の認知症カフェ「オレンジカフェしのおかむら」で活動させていただいているのですが、20～25名の参加者のうち、3分の2くらいが移動支援を利用しています。ただ、最初はスタッフの仲間と共に移動支援を行っていたものの、安全面等々を含めて非常に不安定なところがあり、ラポールさんに依頼して移動支援の社会資源を確保している状態です。

ラポールさんがなければ、「オレンジカフェしのおかむら」に来ることが出来る方が限定され、認知症カフェの活動が難しくなると考えています。年々、このような移動支援サービスを利用しながら通っていただく参加者が増えています。

梶野委員)

ありがとうございます。

長岩会長)

権利擁護などについてのご質問はいかがですか。

野口委員)

虐待防止について、これはどのような研修であるかお伺いしたいです。

長岩会長)

岡田さん、いかがですか。

事務局：北里地域包括支援センター)

コロナ禍もあり虐待の事案が増加したと感じています。虐待を発見したら市に速やかに通報することは大前提ですが、コアメンバー会議にて「どのように動くか」を決めることが大変重要です。まずはそこで情報の共有と整理をした上で個別の地域ケア会議をデザインしていくと

いう流れが多いです。

あとは、福祉事業所に向けて虐待防止研修を積極的に行っています。小規模多機能型居宅ですとかグループホームなど認知症に関わる事業者さんなどには、地域包括支援センター連絡会議権利擁護部に所属する社会福祉士などがアウトリーチで研修会を開いています。

また、家族介護者交流会などでは、認知症の方を介護している家族、特に家族だから余計に辛い思いなど受けとめる形でケアを行っています。こういった方々には「虐待」というワードは非常にセンシティブなため、寄り添うような声掛けをしながら話をしています。

長岩会長)

ありがとうございます。岡田さん、少し前に戻りますが、9頁の「③介護支援専門員の資質向上を図るための支援及び課題の把握」の北里地域包括支援センターさんの記載の中で「④小規模多機能居宅から事例提供で、事例検討会を開催する」とありますが、どのような目的がありますか。

事務局：北里地域包括支援センター)

小規模多機能型居宅に関わる事例は困難な課題を抱えているケースが多いため、地域包括支援センターの職員は関わる機会があり、どのようなサービスかをよく知っています。しかし、小牧市では居宅介護支援事業所の介護支援専門員が関わる機会はありません。今後、ますます複合化する課題に対応するための連携の一環として、「居宅介護支援事業所のマネジメント」と「小規模多機能型居宅のケアマネジメント」の違いについてお互いの気付きを得ることを目的とし、認知症という課題をどのように解決していくかという事例検討会を開催させていただきます。

長岩会長)

ありがとうございました。

12頁の「②高齢者虐待や重層的な課題がある困難事例への対応」の味岡地域包括支援センターさんの記載の中で「①虐待の疑いのあるケースについて、虐待対応マニュアルに沿って対応し、包括内で検証を行う。また、虐待防止ネットワーク会議定例会へ参加し、情報を共有しながら、市と連携し、必要な場合には、老人福祉施設等への措置ができるよう支援する」とあります。そんなに多くはないとは思いますが、金田さんの圏域では施設入所の件数は年間どのくらいありますか。

事務局：味岡地域包括支援センター)

昨年度に関しては施設入所の事例はありませんでした。ただ、虐待が関係して緊急を要するケースに関しては、そのような提案をさせていただき、地域包括ケア推進課の担当の方にもご協力をいただきながら動いているところです。

長岩会長)

施設への入所は通常であれば契約で動っていますが、措置が必要な場合にも「契約してから」というスタンスで対応していたら後手後手に回ることもあると思います。施設側にも臨機応変な対応を求めていただければと考えます。

Ⅶ介護予防推進事業

Ⅷ認知症総合支援事業

長岩会長)

次に「Ⅶ介護予防推進事業」と「Ⅷ認知症総合支援事業」の2項目について説明をお願いします。

事務局)

「Ⅶ介護予防推進事業」についてであります。資料1の6頁をごらんください。「8.介護予防推進事業の実施方針」として、何らかの支援を必要とする人の早期発見に努め、自ら進んで介護予防に取り組めるような介護予防事業に取り組むとともに、地域の担い手となる人材を育成するよう努めることとしています。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の13頁～14頁をご覧ください。「①介護予防事業・フレイル予防事業が必要な人の把握」については、サロンや高齢者が集まる場におけるフレイルチェックや簡易版のチェックリスト（お元気チェックリスト）を活用し、介護予防対象者を把握するとともに、地域における課題を分析してまいります。また、介護予防が必要な方を把握し、戸別訪問を含め、今後の支援につなげていけるよう取り組んでまいります。

14頁をご覧ください。「②効果的で利用しやすい介護予防事業、フレイル予防事業の実施及び普及啓発」については、老人会、サロン、地域3あい事業や相談会などにおいて、介護や認知症の予防に関する講話や実技指導、認知症予防ゲームの開催を行うとともに啓発チラシの配布による啓発に努めます。

「③「こまき山体操」等を活用した、住民の主体的な介護予防活動・フレイル予防事業の場の支援」については、継続して、サロンや認知症カフェ、老人福祉センターなど人の集まる場において、こまき山体操を活用した介護予防の取り組みを行うとともに、市、地域支え合い推進員等と連携し、介護予防リーダーの活動や活動団体への支援を行ってまいります。

「Ⅷ認知症総合支援事業」についてであります。資料1の6頁をご覧ください。「9.認知症総合支援事業の実施方針」として、各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の人への効果的な支援体制の構築や認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進することとしております。

具体的な取り組みですが、資料2-1の15頁～16頁をご覧ください。「①認知症に関する知識の普及啓発」については、小中学生をはじめ幅広い世代を対象に、認知症を正しく理解してもらうため、引き続き、認知症サポーター養成講座の実施、加えて、各圏域での一般市民向けの認知症サポーター養成講座も開催致します。

また、昨年度に引き続き、小牧市地域包括支援センター連絡会議認知症総合支援推進部会にて認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、一歩進んだ取り組みとしてチームオレンジ構築に向けた働きかけを実施していく予定としております。

「②認知症初期集中支援チームを始めとした関係機関との情報共有及び連携」については、適切なサービスや医療につながっていない認知症の方の対応については、認知症初期集中支援チームと連携しながら対応にあたり、早期診断、早期対応に努めてまいります。また、認知症サポート医、認知症疾患医療センターや医療機関と連携が図れるよう連絡体制を整えます。

17頁をご覧ください。「③認知症予防活動の推進」については、介護予防推進事業のところにもありましたが、みんなの認知症予防ゲームに加え、コグニサイズやファイブ・コグ等の認知症予防プログラムを実施しながら、認知症予防の取り組みを実施するとともに、自主的な認知症予防の取り組みの支援を進めてまいります。

「④認知症の人の介護者への支援」については、引き続き認知症カフェへの支援を継続し、認知症の方を介護している家族の交流の場を設けるなど、介護者への支援についても実施してまいります。

18頁をご覧ください。「⑤認知症高齢者等の見守り支援」については、認知症等で行方不明になる恐れのある方をあらかじめ登録しておける「認知症高齢者等あんしん補償事業」の普及・啓発に引き続き取り組むことで、ご家族が安心して生活できるよう支援してまいります。また、

認知症見守りネットワークの協力員増加に向けて、介護展や認知症サポーター養成講座等で啓発を行ってまいります。

以上で資料2-1のⅦ、Ⅷの説明を終わります。

長岩会長)

介護予防や認知症の関係はプログラムやメニューというものがあり、それを粛々と進めていただいていると思うのですが、榎間さん、何かご意見やご質問などはありますか。

榎間委員)

私は認知症カフェでお手伝いをさせていただいているのですが、リハビリなどについても認知症カフェで取り入れていただけると良いと感じています。認知症カフェの運営に携わることで『今の家族構成はこうなんだよな』など状況がよく分かるようになりましたし、参加者から別の参加者を誘ってもらったり、その中で『〇〇さんも電話で誘ってみたんだけど何だかちょっと認知症っぽいなよな』とかどのような話をたくさん聞けるようになりました。

ここから少しでも病院や専門家に繋いだり、ご家族にお話しが出来たりという場になれば良いと考えています。

また、先ほどの話にありましたとおり、移動の問題ですが、バスがあつて来やすいカフェとそうでないカフェがあつたり、認知機能の低下などによりバスの決まった時間に乗れなくて来れないなどの課題があります。移動の支援についても『しっかりと考えていかないといけない』とすごく感じていて、そういう小さなことから実施してはどうかと感じました。

長岩会長)

認知症カフェもそれぞれ特徴があつて均一化されたものではないとは思いますが、基本的には当事者の居場所や情報交流、家族の情報交換の場という部分は根底にあると思います。今、榎間さんから出た「リハビリなどのプログラムの実施」などについて、青木さん、いかがですか。

事務局：小牧地域包括支援センター)

住民主体型の認知症カフェについては、その地域の住民の思いなどを地域包括支援センター職員がサポートしていく形が基本になると思います。例えば、体操というプログラムを行っている認知症カフェもありますし、私どもが支援しているカフェ・和では、『認知症』という大きな括りに囚われず、誰でも参加していただくことをコンセプトにしていますが、今、ご提案をいただいたところであります。

認知症カフェには各地域包括支援センターから専門職を派遣させていただいております。やはりカフェに参加された方から相談につながるケースもありますし、認知症とは直接は関係ないのですが、「賃貸の設備修繕は自分がするのか大家に頼むのか」などのアドバイスをさせていただいたり、その後、地域包括支援センターから連絡を取ることでその方の経過を確認したりなどの連携を取っています。

長岩会長)

ありがとうございます。

北里地域包括支援センターでは、認知症サポート医との連携強化について記載がありますが、少し具体的にご紹介いただいてもよろしいでしょうか。

事務局：北里地域包括支援センター)

小牧市地域包括支援センター連絡会議の認知症総合支援推進部会で毎年企画していることにはなりますが、まずは、認知症サポート医と顔の見える関係を構築していこうということが挙げられます。また、普段ですと医師に相談できないこともあるので、医師だけではなく、看護師や薬剤師とのネットワークづくりなども地域で取り組んでいきたいと考えています。

長岩会長)

認知症サポート医については、圏域に何人もいるわけではないとは思いますが、その辺りはいかがですか。

事務局：北里地域包括支援センター)

各地域包括支援センターでは近医の認知症サポート医を把握しております。圏域内ではなくても必要に応じてご案内させていただいております。

長岩会長)

ありがとうございます。

福澤さん、何かご質問やコメントをいただきたいと思います。

福澤委員)

少し遡ってはしまいますが、権利擁護の部分において、要介護者に対する虐待ということが取り上げられましたが、そのような問題の背景にはヤングケラーやビジネスケアラーがあるということが言われております。小牧市においてヤングケアラーやビジネスケアラーについての実態把握等はさせているのかお聞きしたいです。

また、先ほど梶野委員が質問された移動支援については、本当に重大な課題であると感じます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、都市部では運転手不足等ということもあってライドシェアのようなことも実施されています。ただし、そのような流れの中で利用者の安全をどのように確保するのか、その辺りに大きな課題が生じてくるのではないかと考えます。安城市がどのような方針を示し、具体的にどのようにされるのか、気になっております。小牧市でも一部のNPO法人が移動支援を実施しているという話を聞き、その辺りの保証はされているのか、何かあった場合は誰がどのように補償するのかなどその辺りを知りたいと思います。

また、昨年度、民生委員不在の地区があったと報告がありましたが、それは解決できましたか。民生委員からは『いつまで経っても代われない』という声も聞かれます。いわゆる担い手不足、後継者不足の問題です。担い手の育成、育成といいます、具体的にどうしたら良いかご検討いただきたいと思います。『学校教育で認知症や介護、ボランティアの授業を行い、理解を深める』だけでは済まない時期が来ているのではないかと感じました。

長岩会長)

資料の2頁、「2. 地域包括支援センター事業計画の方針（小牧市が示す方針をもとに、圏域の特色や課題分析を踏まえて）」の南部地域包括支援センターの記載に『圏域内には民生委員不在の地区や、自治会組織が崩れつつある集合住宅がある』など課題として触れております。愛知県自体は他都道府県と比較して数値の上では良い方であったと記憶しておりますが、個々の地区で見ると、このような地域はあちこちにあると思いますし、今後自治組織を維持していくこともなかなか大変なことであると思います。

また、今質問があったヤングケラーやビジネスケアラーなどについて、小牧市独自の実態把握などは実施していますか。また、移動支援について、もしかしたら担当課ではないかもしれませんが、何か事務局の見解をいただければと思います。

事務局)

ヤングケアラーについては、子育て世代包括支援センターが所管しており、昨年度からヤングケアラーコーディネーターを配置してその対応を進めているところです。実態把握については、申し訳ないですが担当部署が異なるため承知していません。

移動支援につきましても大変難しい課題ではありますが、小牧市としては巡回バスに関しては便数とバス停の数の充実を図っているほか、65歳以上の方は無料としております。また、バス停まで行くことに苦勞される方もいらっしゃるということで要介護認定を受けられた方に関

してはタクシー券を配布しているところがございます。なお、篠岡地区に関しては移動支援を実施している団体がありますが、まだそのような団体が限られていますので、その辺りが課題であると感じています。

長岩会長)

ありがとうございます。

IX在宅医療・介護連携推進事業

X地域包括支援センター独自の重点取り組み事項

長岩会長)

次に「IX 在宅医療・介護連携推進事業」と「X 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項」の2項目について説明をお願いします。

事務局)

「IX 在宅医療・介護連携推進事業」についてであります。資料1の6頁～7頁をご覧ください。「10.在宅医療・介護連携推進事業」の実施方針として、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、在宅医療・介護連携サポートセンターや医療、介護の関係機関と連携を図り、在宅医療・介護の連携を推進します。

各地域包括支援センターの具体的な取り組みですが、資料2-1の19頁をご覧ください。「①在宅医療・介護関係機関とのネットワークの構築」については、ICTを活用した医療・介護連携システム「電子@連絡帳（こまきつながるくん連絡帳）」や入退院支援で用いる「医療と介護の連携シート」を活用するとともに、多職種連携研修への参加や在宅医療・介護連携サポートセンターと連携するなど、関係機関との連携や迅速な情報共有に努めます。

「②在宅医療・介護の普及・啓発の推進」については、各地域包括支援センターとともに「わた史ノート」や「介護保険制度」の出前講座を地域のサロンや老人会などで行ってまいります。また、小牧市在宅医療・介護連携サポートセンターが中心となって取り組んでいる「生き生き人生プロジェクト」に参加し、ACPの普及啓発活動を多機関と協働してまいります。

「X 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項」についてです。資料2-1の20頁をご覧ください。まず、南部地域包括支援センターにつきましては、地域でできる自立に向けた介護予防について検討し、ミニ健康展を4カ所以上での開催を目指します。また、自らSOSが出せない、支援につながれない人を地域で気付くための仕組みについて、勉強会にて検討してまいります。

次に、小牧地域包括支援センターにつきましては、制度の狭間の方や8050問題、生活困窮、介護、障がい、子どもへの支援等について、法人内で課題を共有して適切な支援にあたるほか、民生委員が不在となる地域の介護予防実態把握事業回答者に対して、アウトリーチで相談を受けて課題や必要な地域資源を調査します。

次に味岡地域包括支援センターにつきましては、集いの場の活動を関係機関や地域住民のボランティアと共同で支援するほか、住民主体型の認知症カフェの活動支援を行います。

次に、篠岡地域包括支援センターにつきましては、認知症予防ゲームリーダーや認知症予防ゲームを手伝えるスタッフを増やして認知症予防のための教室を広めていけるよう地域に働きかけるとともに、休止中の認知症カフェが再開できるよう支援していきます。

最後に、北里地域包括支援センターにつきましては、昨年度に引き続き、「チームオレンジ」の更なる活動機会の充足を図るとともに、介護予防の観点から歩行分析AIによる歩容や転倒リスク評価を元に運動プログラムを個別指導する仕組みを展開します。

以上で、IX、Xの説明は終わりとさせていただきます。

長岩会長)

何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

田中委員)

「X 地域包括支援センター独自の重点取組み事項」の北里地域包括支援センターさんの記述について、歩行分析A Iや転倒リスク評価の部分と14頁の「②効果的で利用しやすい介護予防事業・フレイル予防事業の実施及び普及啓発」の中部大学の協力を得た認知症予防研究など、かなり先進的な取組みを行っているところですが、この動きを他の圏域に広げていく方向性などはありますか。

事務局：北里地域包括支援センター)

歩行解析については、5メートルの歩行を動画撮影し、それをA Iが解析することによって歩容や転倒リスクを測定します。速度、リズム、ふらつき、左右差などを解析し、理学療法士がその方に適した運動トレーニングを提案するというもので、隔月開催して経過を観察します。このプログラムは、北里圏域内の市民に限定することなく、市内全域から参加者を募っているものになります。4月に開催された「地域包括ケア推進担当管理者会」でもお声掛けさせていただき、他の地域包括支援センターにも情報提供をしております。

長岩会長)

5メートル歩くだけで様々なことが分かるということですね。その辺り、河内さんから何かコメントをいただけますか。

河内委員)

高齢者のフレイルチェックとして、4メートル歩行する際に何秒かかったかなどを1つの評価とすることもありますので良いものだと思います。きちんとプログラムで指示された運動をこなすことで、転倒予防効果が見込めると思います。是非、自分も参加したいので、日にちが合えばよろしくをお願いします。

長岩会長)

このプログラムはどのくらいの経費がかかるものですか。

事務局：北里地域包括支援センター)

地域貢献という形で無償での協力をいただいております。以前は、近医の理学療法士にご協力をいただいていたのですが、コロナ禍の影響もあってご協力いただくことが難しくなりました。そのため、地域支え合い推進員さんの協力のもと、地域貢献をしていただける事業所を探し、実現いたしました。

長岩会長)

ありがとうございました。

医療・介護連携について、梶野さん、何かご意見ありますか。

梶野委員)

先日、パークアリーナのスタジオ、トレーニングジムに行ってきたのですが、高齢の方がトレーニングマシンを重い負荷に設定して上げていらっしゃいました。実際に介護が必要になっている方だけではなく、介護予防に目を向けていただくのも1つかなと思いました。

長岩会長)

介護予防ということですと、篠岡地域包括支援センターがオーラルフレイルの取り組みをすすめることを明示していますね。前川先生、何か意見等ありますか？

前川委員)

私はあまり医療・介護連携に参加しておりませんので、もっと積極的に参加しないといけないのかなとは思いました。

長岩会長)

ありがとうございました。

あと、全体通して何かご意見等はございますか。

里見委員)

在宅医療・介護の普及啓発に関する部分で最近気になることがあります。最近、介護支援事業所の中で「利用者さんのご家族からのカスタマーハラスメント」が取り上げられており、他の介護支援専門員を通じて相談があります。『利用者の権利を守る』という考え方はよく目にするのですが、現場の介護スタッフも非常に疲弊しているなど感じております。

啓発の中に、介護事業所を守るといふか介護スタッフを守るといふ視点、利用者、家族、介護事業所及びスタッフ等を含めて良好な関係を保って相互に健康で地域で長く暮らせるという要素を啓発に加えさせていただきたいと思いました。

長岩会長)

昨年度の運営協議会の中で少し議論に挙がり、資料1の「令和6年度小牧市地域包括支援センター運営方針」の8頁、「14. 運営に関する方針」の「(2)ハラスメント及び暴力行為等に関する対策」を加わったところですね。地域包括支援センターの現場でも少なからずそういう実態があるということで新設された項目です。

入所施設などでもやはりカスタマーハラスメントが増えており、施設長さんたちも「ケアの質とは関係ない部分で色々と言われてしまうと堪らない」とおっしゃっていました。里見委員が仰られたように『介護職員が辞めていく』という事例も多く、他市町村で話を聞いた際には、現場から『もっと行政的なフォローが欲しい』という発言は結構あります。

カスタマーハラスメントの対応は一義的には現場での対応ということになるのですが、現場だけでは対処し辛いというような事案が増えてきているのだという風に感じています。

長岩会長)

その他、いかがでしょうか。

小林委員)

2つあります。1つ目は、小牧市において外国語を母国語とする方は比率的には少ないものの、1万人以上いらっしゃいます。その方々が5年後、10年後と高齢化していくと、その方々へのサービスが行き届かなくなるのではないかと懸念しております。

2つ目は、小牧市の介護保険料についてです。数日前に全国で報道されましたが、大阪市が月9,000円を超えているというニュースがありました。小牧市は月5,000円を下回っており、サロンや認知症カフェの地道な努力が成果を結んだということだと思います。小牧市はこのことをもっとPRして欲しいと考えています。

活動をされている方が『私たちがサポートしているから介護保険料は低く抑えられているし、今後、活動される方が増えれば介護保険は維持できるんだよ、安くなるんだよ』と思えるようなPRと言うか、もう少し大きく取り上げていただいてもいいのではないかと感じました。

長岩会長)

ありがとうございます。外国籍の方について、現に要介護、要支援の方が出てきているし、今後も増加すると思われませんが、三嶋さん、実情はいかがですか。

事務局：南部地域包括支援センター)

正直なところ、外国の方の相談はそこまでありません。先日、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員から『要介護になられた外国の方を担当します』と連絡がありましたが、配偶者が日本人でした。

長岩会長)

里見さん、小牧市介護保険サービス事業者連絡会の居宅部会などで外国の方に関する支援が増えてきたとか話題になってきたとかそのような動きはありますか。

里見委員)

現時点でうちの事業所で外国の方のケアプランは持っていませんし、今のところ、連絡会でも事例検討や井戸端会議で話題に出来ることはありません。

福澤委員)

私が過去にケアマネジメントした際、外国籍の方のケースを2件ほど扱ったことがあります。1件は、ブラジルから日本に移住された一家で、親世代は日本語が喋れなかったり、片言で意思疎通が難しかったりするのですが、娘さんたちは流暢な日本語が話せる状態でありました。何かある度にその娘さんと連絡を取ってもらい、プランの話をしたり、通訳をしてもらっていました。

もう1件は、中国から日本に来られた方です。こちらの方もご夫婦で日本語が喋れない、或いは少し変わった日本語を使われる方でしたが、周りの方の協力を得つつ、コミュニケーションを取れる方を探し出したというケースです。

私は新ゴールドプランの時代、いわゆるモデル事業の頃から200~300件のケースを扱ってきました。外国の方を扱ったのはこの2件程度ですが、困ったら周りを探せば、必ずその方と繋がっている方がお見えになると考えています。

長岩会長)

ありがとうございます。事務局としては、この件についていかがですか。

事務局)

手元にある資料になりますが、小牧市における外国籍の方は、昨年10月1日時点では1万人を超えておまして、割合として7.2%でありました。その中で65歳以上の外国人住民の方も微増傾向でありますので、今後、介護が必要な方、その手前の方が増えてくると想定されます。現在の介護保険や各種サービスについては基本的には国籍によって対応が異なることはありませんが、言葉の壁等がおありだとは思いますが、手続き等の際は市役所の通訳等を活用していただければと考えております。

長岩会長)

翻訳アプリみたいなものを利用すれば、言葉の壁みたいところは少し解消しやすい時代にはなっているのかなとは思いますが、ありがとうございます。

3. 報告

(1) 第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

事務局)

報告事項(1)「第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について」です。資料3をご覧ください。

前回の運営協議会での報告以降、地域包括支援センターから『指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の申請』が2件あり、『第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準』に基づいて審査した結果、いずれも承認とさせていただきますのでご報告します。

4. その他

事務局)

1点目ですが、本運営協議会のペーパーレス化についてです。小牧市では、法令等に紙媒体

の利用に関する定めのない業務についてはペーパーレス化を進めており、その一環として次回の運営協議会から資料をペーパーレスとさせていただきます。具体的には、現在、運営協議会の1週間前を目途に資料を郵送させていただいておりますが、今後はメール等でデータ配信させていただきます。委員の皆様は、運営協議会当日に資料を印刷してご持参いただくか、パソコンやタブレット等をご持参ください。電源コードをご用意させていただきます。なお、ペーパーレスでの対応が難しい方につきましては個別に事務局までご相談ください。

2点目ですが、本日の会議の議事録につきましては、作成次第、委員の皆様へ送付し、内容の確認をしていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3点目ですが、次回の運営協議会は10月24日（木）を予定しておりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。詳細につきましては、改めて通知をさせていただきますと思います。事務局からは、以上です。

長岩会長)

最初に話があったペーパーレス化に関して、対応できる方は良いと思いますが、委員の中にはパソコンもない、プリンターも普段利用していないという方にとっては、ご負担が大きいと言うか、無理だと思います。タブレットについても、今回のように大量の資料があるとなかなか会議に参加し辛いという方もいらっしゃると思います。先程の案内の中でも、『ペーパーレス化への対応が難しい方は個別に事務局まで連絡して欲しい』という旨の案内がありましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上を以ちまして進行を事務局にお返しいたします。

5. 閉会

事務局)

長岩会長ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましても、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和6年度第1回小牧市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。

《次回開催 令和6年10月24日（木）》